

彦根市総合防災マップ作成委託業務

仕様書

彦 根 市

彦根市総合防災マップ作成委託業務仕様書

第 1 章 総 則

第 1 条(適用範囲)

本仕様書は、彦根市(以下「甲」という。)が実施する彦根市総合防災マップ作成委託業務(以下「本業務」という。)に適用し、受託者(以下「乙」という。)に委託する業務の仕様を定めるものとする。

第 2 条(業務目的)

本業務は、彦根市における浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の危険区域、震度分布の情報および避難に関する情報を市民等へ分かりやすく提供する総合防災マップを作成することを目的とする。

第 3 条(関係法律等の遵守)

乙は、本業務を実施するにあたり委託契約書、本仕様書のほか下記の法令等を遵守するものとする。なお、計画、手引き等については必ず最新版を参照すること。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 災害救助法
- (3) 水防法
- (4) 河川法
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (6) 個人情報の保護に関する法律
- (7) 彦根市契約規則
- (8) 防災基本計画
- (9) 滋賀県地域防災計画
- (10) 滋賀県水防計画
- (11) 彦根市地域防災計画
- (12) 彦根市水防計画
- (13) 国土交通省『水害ハザードマップ作成の手引き』
- (14) 内閣府『避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針』
- (15) 内閣府『避難情報に関するガイドライン』
- (16) その他関係法令、規則等

第 4 条(守秘の義務)

本業務で使用する資料や成果品等、業務上知り得た事項については、甲の了解なく外部に開示せぬよう秘密の保持に十分留意しなければならない。

2 乙は、本業務を処理するために個人情報を取り扱う場合においては、個人情報の保護に関す

る法律(平成 15 年法律第 57 号)の規定に基づき、次に掲げることを遵守の上、個人情報の適正な管理に努めなければならない。

- (1) 本業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しないこと。
 - (2) 本業務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管を行うこと。
 - (3) 本業務にかかる個人情報の処理は、自ら行うこととし、第三者にその処理を委託しないこと。
 - (4) 本業務にかかる個人情報を、当該業務の処理以外の目的に使用し、または第三者に提供しないこと。
 - (5) 本業務にかかる個人情報を複写し、または複製しないこと。
 - (6) 本業務にかかる個人情報の取扱いに関し、事故等が発生した場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うこと。
 - (7) 本業務完了後には、当該業務にかかる個人情報を甲に返却し、または漏えいを来さない方法により確実に処分すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。
- 3 甲は、乙が前項各号に違反していると認めるときは、契約の解除および損害賠償を請求することができる。

第 5 条(提出書類)

乙は、業務を実施するにあたり、次の書類を甲に提出するものとし、承認を受けるものとする。

- (1) 業務着手時
 - ア 委託業務日程表
 - イ 委託業務内訳書
 - ウ 委託業務着手届
 - エ 委託業務現場代理人等選任届
- (2) 業務完了時
 - ア 委託業務完了届
 - イ 委託業務目的物引渡書(検査に合格したときに提出)
 - ウ その他、甲が必要と認める書類

第 6 条(主任技術者および担当技術者の選任)

乙は、主任技術者及び担当技術者をもって、秩序ある業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、防災関連業務に精通した者を配置しなければならない。

第 7 条(業務履行期間)

本業務の履行期間は、契約日から令和 9 年 3 月 19 日までとする。

第8条(工程管理)

乙は、甲に業務の進捗状況を綿密に報告するとともに工程に変更が生じた場合には速やかに変更日程表を提出し、甲と協議しなければならない。

第9条(打ち合わせおよび協議)

乙は、本業務を適正かつ円滑に遂行するため、甲と密に連絡をとり、本業務の方針および条件等を相互に確認しながら進めること。

2 打ち合わせおよび協議時には説明用の資料を作成するものとする。

3 乙は、本仕様書に疑義が生じた場合は、甲と十分な協議を行い、本業務の遂行に支障のないよう努めること。

第10条(関係機関との協議)

乙は、本業務を進める上で生じた関係機関との協議については、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく甲に報告しなければならない。

第11条(参考資料の貸与)

甲は、業務に必要な関係資料を乙の必要に応じて貸与するが、乙は、貸与品について責任をもって保管し、汚損等が生じないように十分注意するとともに、貸与された関係資料等が必要でなくなったとき、または本業務の完了時には速やかにこれを返却するものとする。

2 乙は、関係資料等の貸与を受けようとする場合は、その目録を作成し、甲の承認を得なければならない。

第12条(必要事項の補充)

本業務を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項についても、技術上、当然必要と認められる事項については、技術的な見地にて、甲への提案を行い、乙の責任において補充するものとする。

第13条(著作権の譲渡)

本業務の成果品の著作権は甲に帰属するが、乙が従来から権利を有していた固有の知識、技術に関する権利等(以下「権利留保物」という。)は、乙に留保するものとする。

第14条(著作者人格権の不行使)

乙は甲または甲が指定する第三者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

第15条(疑義の解決)

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合または本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

第 16 条(成果品の瑕疵)

乙は、業務完了後において、成果品に瑕疵が発見された場合には、必要な処置を講じなければならない。なお、瑕疵に対する処置経費は乙が負担するものとする。

第 17 条(業務完了)

業務の検査に合格後、本仕様書に指定された成果品一式を納入することにより業務完了とする。

第 18 条(作成データの形式)

本業務において作成する各種地図データについては、彦根市庁内の各種 GIS での今後の利活用等を考え、以下の測地系およびデータ形式にて作成するものとする。

- (1) 測地系：世界測地系 平面直角座標系第 6 系
- (2) データ形式：shape ファイル形式および PDF 形式

第 2 章 業務内容

第 19 条(計画準備)

乙は、本業務を円滑に実施するため、業務の全体計画を作成し、諸調査の準備を行うものとする。本業務で行う総合防災マップの作成に関する作業項目は、以下のとおりとする。

- (1) 既存資料の収集・整理
- (2) 記載項目の検討・調整
- (3) レイアウトの検討・調整
- (4) 原案作成
- (5) 印刷仕様
- (6) 打ち合わせ協議

第 20 条(既存資料の収集・整理・分析)

乙は、本業務実施にあたり必要となる次の資料について、収集・整理・分析を行うものとする。なお、甲が作成または保有する資料やデータについては提供するものとする。

- (1) 収集・整理を行うもの

① 地震被害想定に関する情報	彦根市が過年度に実施した防災アセスメント調査(地震被害想定調査)に関する資料で想定計測震度及び液状化危険度、建物被害想定等に関する GIS データ(shape 形式)。※既存の資料を用いるので、本業務で新たな分析は必要としない。
② 浸水想定区域	滋賀県が公表している洪水浸水想定区域図、地先の安全度マップ、彦根市が公表している雨水出水浸水想定

	区域図に関する GIS データ(shape 形式)
③ 土砂災害警戒区域	滋賀県が調査などを行った最新の土砂災害警戒区域等に関する GIS データ(shape 形式)
④ 滋賀県および彦根市の地域防災計画	滋賀県および彦根市が作成している最新の地域防災計画
⑤ 施設情報	彦根市地域防災計画で定めている避難所等の施設や防災上重要な公共的建物(警察、消防等の防災関係機関)、要配慮者利用施設の最新の名称、所在地、電話番号等が確認できる資料および GIS データ(shape 形式)
⑥ 公共施設・要配慮者利用施設等に関する情報	上記の施設のほか、対象地区における防災上重要な公共的建物(学校、公民館、警察、消防、病院、郵便局等)および要配慮者利用施設の名称、所在地等が確認できる資料
⑦ その他	その他ハザードマップの作成に必要と認められる資料

(2) 収集・整理・分析を行うもの

⑧ 水害被害想定	滋賀県が公表している洪水浸水想定区域図、地先の安全度マップ、彦根市が公表している雨水出水浸水想定区域図に関する GIS データ(shape 形式)、彦根市が提供する地番図データ、家屋図データ、固定資産台帳データ、人口データ等を重ね合わせて、浸水深に応じて立ち退き避難が必要な人数を算出する。
----------	---

第 21 条(記載項目・レイアウトの検討)

乙は、前条で収集整理した各種資料、国および滋賀県などの上位機関の計画、彦根市地域防災計画および最新の知見を踏まえて、冊子の基本構成(ページ構成)、地図の表示縮尺、記載内容の概略、デザイン、レイアウト等について、人権に配慮するとともに、市民に見やすく、より防災意識が向上するような視点を取り入れつつ、検討するものとする。

2 構成は、情報・学習編、地図面とすること。また、市民等が彦根市域における災害のリスクが水害および土砂災害のみであると誤解を招くことがないように、情報・学習編内に、地震ハザードマップを掲載すること。

3 乙は、日本語のみの総合防災マップ(以下「日本語版」という。)、多言語による総合防災マップ(以下「多言語版」という。)の 2 種類作成し、多言語版には、外国人住民や旅行者にも対応するよう日本語の他、英語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語の 4 か国語に翻訳し、1 面に 4 か国語を表示すること。

第 22 条(原案作成)

乙は総合防災マップの原案を作成するものとする。原案の作成にあたっては、甲乙協議し、掲

載内容を決定することとする。

第 23 条(印刷仕様)

乙は、本業務で作成したデータを用いて、以下に示すとおり印刷、仕分け、梱包を行い、発注者が指示した場所 2 か所に搬入することとする。ただし、印刷部数を除く仕様については甲乙協議の上決定するものとする。

- (1) 規格 A0 判ポスター(両面)
- (2) 用紙 コート紙 110.0 kg
- (3) 色数 フルカラー4 色刷
- (4) 加工 A4 仕上げ折り加工
- (5) 仕分 100 部ずつ梱包
- (6) 印刷部数 日本語版 66,900 部、多言語版 2,500 部
- (7) 納品場所

全戸配布分：日本語版 約 55,100 部 指定場所に指定部数ずつ納入

市保管分：日本語版 約 11,800 部、多言語版 2,500 部 指定保管場所に一括搬入

第 24 条(PDF データの作成)

作成した総合防災マップと同内容の情報がホームページで閲覧できるデータ(PDF 形式)にて作成・整理を行うものとする。

第 3 章 納入成果品

第 25 条(成果品)

本業務の成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|---|-------------------------------|
| (1) 総合防災マップ印刷物 | 日本語版 66,900 部
多言語版 2,500 部 |
| (2) 電子データ①
(総合防災マップ ai データ、GIS データ等) | 1 式 |
| (3) 電子データ②
(ホームページ公開用総合防災マップデータ) | 1 式 |
| (4) 打ち合わせ協議記録簿 | 1 式 |